

発議案第8号

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」
の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書について

地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に対し、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和7年1月23日提出

提出者 北上市議会議員 平野明紀

賛成者 北上市議会議員 原利光

同 高橋久美子

同 三宅靖

提案理由

学校現場における教職員の勤務環境の改善をすすめ、教職員が一人ひとりの子どもに十分向き合える環境の整備と子どもたちのゆたかな学びを保障するため、国及び政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものである。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」
の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書

今、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちのゆたかな学びを保障するためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働のは正が喫緊かつ最大の課題です。

昭和46年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」）では、教員の勤務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額の4%を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められています。しかし、実質的には教職調整額相当額以上の残業をしている実態があることから、適正な時間外勤務手当が支給されるべきです。さらに、令和6年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用され、社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、「給特法」適用の教員については勤務時間の改善が行われないまま放置されています。

令和6年8月、中央教育審議会は「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」を文部科学大臣に手交しました。「学校の働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の待遇改善」が示されました。教職員の健康と福祉を守るために具体的な業務削減策は不十分であり、教職調整額の増額では長時間労働のは正にはなりません。

よって、国においては、教職員の勤務環境の改善をすすめ、教職員が一人ひとりの子どもに十分向き合える環境の整備と子どもたちのゆたかな学びを保障するため、次の措置が講じられるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書を提出いたします。

記

1. 「給特法」を廃止し労働基準法を完全適用とすること。
2. 実効性ある学校の働き方改革をすすめる観点から、国として具体的な業務削減策を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出します。

令和 7 年 1 月 23 日

岩手県北上市議会

(提出先) 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣